

高等学校等デジタル人材育成支援事業費補助金
(高等学校DX加速化推進事業) 実施要領

令和6年1月25日 初等中等教育局長裁定
令和7年1月16日 一部改正

(通則)

高等学校等デジタル人材育成支援事業費補助金(高等学校DX加速化推進事業)交付要綱(以下、交付要綱という。)第24条の規定に基づき、高等学校等デジタル人材育成支援事業費補助金(高等学校DX加速化推進事業)のうち交付要綱別記1の補助対象経費1～7の実施について必要な事項を、本実施要領で定めるものとする。

1. 補助事業者

都道府県、市(東京都の特別区を含む。以下同じ。)町村(市町村の組合を含む。以下同じ。)、公立大学法人又は学校法人とする。

なお、申請時点で廃校が決定している学校、また、学校運営や教育活動において法令違反や不適切な実態があると考えられる学校は補助対象外とする。

2. 要件

交付要綱第2条に基づき、補助事業者が設置する高等学校等が補助対象期間内に(1)又は(2)において①又は②に加え③を満たすこと。ただし、特別支援学校高等部においては③を満たすこと。

加えて、(3)～(6)の類型ごとの要件を満たす取組を重点的に実施する高等学校等については、重点類型として補助上限額を加算する。

(1) 令和6年度採択校(継続申請(2年目))

- ① 情報Ⅱ又は数理・データサイエンス・AIの活用を前提とした実践的な学校設定教科・科目若しくは総合的な探究の時間又は情報Ⅱの内容を含むことにより指導内容を充実させた職業系の教科・科目(以下「情報Ⅱ等」という。)を令和6年度においてすでに開設していること(情報Ⅱに相当する内容を含む大学等その他の教育施設等における学修を高等学校における科目の履修とみなし単位認定を行うことを含む。また、他校からの遠隔授業を受信しているケースも含む。)。また、遅くとも令和8年度までに受講生徒数の割合を全体の2割以上とすることを目指すこと
- ② 情報Ⅱ等の開設(情報Ⅱに相当する内容を含む大学等その他の教育施設等における学修を高等学校における科目の履修とみなし単位認定を行うことを含む。総合的な探究の時間については、数理・データサイエンス・AIの活用を前提とした実践的な内容に充実させること、また、職業系の教科・科目については、既存の教科・科目に情報Ⅱの内容を新たに含むことにより指導内容を充実させることを含む。また、他校からの遠隔授業を受信するケースを含む。)に向けた具体的な検討を遅くとも令和6年度中に開始し、必要な準備(授業内容の検討や、そのために必要な学校内外の連携・協力体制・組織的な研究開発体制や必要な設備等の準備)を進めること。その際、遅くとも令和8年度までに開設等するとともに、早期に受講生徒数の割合を全体の2割以上とすることを目指すこと
- ③ デジタルを活用した課外活動又は授業を実施するための設備を配備したスペースを整備し、情報、数学、理科、理数、専門教科(情報・理数系の要素を含むもの)等の教育内容の充実、探究的な学び・STEAM教育等の文理横断的な学びの機会の確保、対話的・協働的な学びの充実を図ること

(2) 令和7年度新規申請校

- ① 情報Ⅱ等を令和7年度においてすでに開設していること(情報Ⅱに相当する内容を含む大学等その他の教育施設等における学修を高等学校における科目の履修とみなし単位認定を行うことを含む。また、他校からの遠隔授業

を受信しているケースも含む。)。また、遅くとも令和9年度までに受講生徒数の割合を全体の2割以上とすることを目指すこと

- ② 情報Ⅱ等の開設（情報Ⅱに相当する内容を含む大学等その他の教育施設等における学修を高等学校における科目の履修とみなし単位認定を行うことを含む。総合的な探究の時間については、数理・データサイエンス・AIの活用を前提とした実践的な内容に充実させること、また、職業系の教科・科目については、既存の教科・科目に情報Ⅱの内容を新たに含むことにより指導内容を充実させることを含む。また、他校からの遠隔授業を受信するケースを含む。）に向けた具体的な検討を遅くとも令和7年度中に開始し、必要な準備（授業内容の検討や、そのために必要な学校内外の連携・協力体制・組織的な研究開発体制や必要な設備等の準備）を進めること。その際、遅くとも令和9年度までに開設等するとともに、早期に受講生徒数の割合を全体の2割以上とすることを目指すこと
- ③ デジタルを活用した課外活動又は授業を実施するための設備を配備したスペースを整備し、情報、数学、理科、理数、専門教科（情報・理数系の要素を含むもの）等の教育内容の充実、探究的な学び・STEAM教育等の文理横断的な学びの機会の確保、対話的・協働的な学びの充実を図ること

（3）重点類型グローバル型（令和6年度採択校（継続申請（2年目））・令和7年度新規申請校共通）（①又は②に加え③を満たすこと）

- ① 海外の連携校等への短期・長期留学や海外研修等（対面での交流は必須）をカリキュラムの中に体系的に位置づけること
- ② 海外の連携校等から受け入れた外国人生徒と日本人生徒と一緒に外国語での授業を履修するための学校体制を整備すること
- ③ 情報Ⅱ等の探究的な学びの中で、採択基準（重点類型グローバル型）における評価項目1－1. 又は1－2. の取組の中で育成したグローバルな視点や多様な価値観への理解等を活かした課題設定を行い、本事業で整備するICT機器等を活用した探究的・文理横断的・実践的な学びを実施すること

（4）重点類型特色化・魅力化型（令和6年度採択校（継続申請（2年目））・令和7年度新規申請校共通）（②又は③に加え①、④、⑤全てを満たすこと）

- ① 採択基準（基本類型・重点類型共通）の令和6年度採択校（継続申請（2年目））・令和7年度新規申請校における評価項目5－1. 又は5－2. （ア）及び（イ）を満たすこと
- ② 採択基準（基本類型・重点類型共通）の令和6年度採択校（継続申請（2年目））・令和7年度新規申請校における評価項目5－1. を満たす学校で、新しい普通科で設ける学校設定教科・科目及び総合的な探究の時間において、本事業で整備するICT機器等を活用した探究的・文理横断的・実践的な学びを実施すること
- ③ 採択基準（基本類型・重点類型共通）の令和6年度採択校（継続申請（2年目））・令和7年度新規申請校における評価項目5－2. （ア）及び（イ）を満たす学校で、総合的な探究の時間（新しい普通科設置後は、その学科で設ける学校設定教科・科目及び総合的な探究の時間）において、本事業で整備するICT機器等を活用した探究的・文理横断的・実践的な学びを実施すること
- ④ 令和7年3月までに、学校設置者が策定した高等学校に期待される社会的役割等（スクール・ミッション）を踏まえた上で、特色・魅力ある教育の実現に向けた整合性のある指針として「三つの方針」（スクール・ポリシー）を策定・公表していること
- ⑤ スクール・ポリシーを踏まえた新しい普通科における教育活動の実現のため、コンソーシアムを置く等関係機関等との連携協力体制を整備すること

（5）重点類型プロフェSSIONAL型（令和6年度採択校（継続申請（2年目））・令和7年度新規申請校共通）（①、②、③全てを満たすこと）

- ① 職業を主とする専門学科（農業に関する学科、工業に関する学科、商業に関する学科、水産に関する学科、家庭に関する学科、看護に関する学科、情報に関する

学科及び福祉に関する学科をいう。)又は総合学科(職業に関する教科・科目を25単位以上開設している場合に限る。)を置く高等学校及び中等教育学校の後期課程における取組であること

- ② 産業界等と専門高校の教育内容における連携について産業界と教育界のコミュニケーションをサポートする役割を担う人材(産学連携コーディネーター)を活用すること(地域学校協働活動推進員等を活用する形でも可。)
- ③ 本事業で整備するICT機器や産業界等の所有するICT機器等を活用した産業界等の技術者・研究者等による授業・実習を体系的に実施すること

(6) 重点類型プロフェッショナル型・半導体重点枠(令和6年度採択校(継続申請(2年目))・令和7年度新規申請校共通)(①、②、③全てを満たすこと)

- ① 職業を主とする専門学科(農業に関する学科、工業に関する学科、商業に関する学科、水産に関する学科、家庭に関する学科、看護に関する学科、情報に関する学科及び福祉に関する学科をいう。)又は総合学科(職業に関する教科・科目を25単位以上開設している場合に限る。)を置く高等学校及び中等教育学校の後期課程における取組であること
- ② 半導体に関連する産業界等と専門高校の教育内容における連携について産業界と教育界のコミュニケーションをサポートする役割を担う人材(産学連携コーディネーター)を活用すること(地域学校協働活動推進員等を活用する形でも可。)
- ③ 本事業で整備するICT機器や産業界等の所有するICT機器等を活用した半導体に関連する産業界等の技術者・研究者等による授業・実習を体系的に実施すること

3. 採択基準等

文部科学省は、文部科学省に設置する外部有識者からなる「高等学校DX加速化推進事業委員会」から意見を聴取の上採択基準を定めることとする。なお、本事業の実施に当たり、文部科学省はその他必要に応じて「高等学校DX加速化推進事業委員会」に意見を求めるものとする。

4. 申請方法及び採択方法

補助事業者は、交付の目的、要件、採択基準等を踏まえ、高等学校等ごとの事業計画書を作成の上、交付要綱第4条に基づき申請することとする。

重点類型として補助上限額の加算を希望する学校は、上記2.の(3)～(6)のいずれかの類型を選択し申請する。ただし、上記2.の(5)及び(6)については両方を選択し申請することができるが、(6)に採択された場合は(5)の採択対象とはならない。

文部科学大臣は、提出された交付申請書等について、以下(2)～(4)の採択方法に基づいて採択校を決定し、交付要綱第5条に基づき補助事業者に対して交付決定の通知を行う。

(1) 申請方法

都道府県教育委員会においては、都道府県が設置する高等学校等の事業計画書1～3を取りまとめるうえ、文部科学省に提出する。また、補助事業者が域内の市町村であるときは、市町村から提出された高等学校等の事業計画書1～3を文部科学省に提出する。

都道府県知事においては、域内の学校法人から提出された高等学校等の事業計画書1～3を文部科学省に提出する。

文部科学省は、提出された事業計画書1～3を審査の上内定を通知する。

内定通知を踏まえ、都道府県教育委員会においては、交付要綱第4条に基づき交付申請書(様式第1)を文部科学大臣に提出する。また、補助事業者が域内の市町村であるときは、市町村から提出された交付申請書及び交付申請額一覧(様式第2)を文部科学大臣に提出する。都道府県知事においては、域内の学校法人から提出された交付申請書及び交付申請額一覧(様式第2)を文部科学大臣に提出する。

なお、複数の学校を設置する補助事業者においては、申請に当たり、普通科、専門学科、総合学科のいずれかの学科に偏ることのないように各学校と連携を図るほ

か、中山間地域や離島等に立地する高等学校等や分校からも積極的に提出されるように配慮願います。

(2) 採択方法（令和6年度採択校（継続申請（2年目））

文部科学省は交付申請書等を確認の上、申請要件を満たす学校のうち、令和6年度取組実績、令和7年度取組計画を踏まえ予算の範囲内で採択校として決定する。ただし、予算に関わらず令和6年度取組実績の状況によっては不採択となることに留意すること。

(3) 採択方法（令和7年度新規申請校）

①都道府県基礎枠

都道府県ごとに学校数、公私比率を踏まえた公立学校分、私立学校分の基礎枠を設ける（都道府県ごとの基礎枠数は別途通知する）。文部科学省は交付申請書等を確認の上、各都道府県の基礎枠の範囲で採択基準（基本類型・重点類型共通）に基づく得点上位の学校から順に採択校として決定する。

②全国枠

文部科学省は交付申請書等を確認の上、申請要件を満たす学校のうち都道府県基礎枠の学校数を超えて採択校として決定されなかった各都道府県の学校を集約し、採択基準（基本類型・重点類型共通）に基づく得点上位の学校から順に予算の範囲内で採択校として決定する。

(4) 採択方法（重点類型）

文部科学省は交付申請書等を確認の上、申請要件を満たす学校のうち採択基準（基本類型・重点類型共通）に基づく得点、採択基準（重点類型）に基づく得点を合算した得点上位の学校から順に予算の範囲内で採択校として決定する。ただし、重点類型プロフェッショナル型について、学科毎の採択校数が一定数に満たなかった場合には、学科毎の得点上位の学校から順に一定数まで採択することとする。

なお、令和7年度新規申請校が重点類型へ申請する場合、(4)、(3)の順にそれぞれの採択方法に基づき採択校を決定することとする。

また、重点類型プロフェッショナル型、重点類型プロフェッショナル型・半導体重点枠の両方を選択して申請する場合には、(4)は重点類型プロフェッショナル型・半導体重点枠、重点類型プロフェッショナル型の順に採択校を決定することとする。

5. 取組状況報告

文部科学省は補助事業者に対し、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間、補助対象事業の取組に関し別に定める様式により取組状況報告書の提出を求め、公表することができる。その際、補助対象となった取組の対象生徒の卒業後の就職先等の状況を把握するための調査を行うことを予定しているため、追跡調査が可能な体制の確保に努めること。

6. 事業成果の積極的公開

本事業に採択された補助事業者は、補助期間中及び終了後に、文部科学省及び各事業者のホームページ等を活用し、事業の内容、経過、成果等を社会に対して積極的に情報公開することにより、高等学校等におけるデジタル等成長分野を支える人材育成の充実に協力すること。

7. その他

- (1) スーパーサイエンスハイスクール（以下「SSH」という。）の指定校（経過措置校を含む）は、認定枠のみの指定校である場合及び(2)に該当する場合を除き、本事業に申請することはできない。
- (2) 補助対象期間の属する年度の前年度をもってSSHの指定期間が終了する高等学校等や、新たにSSHの指定を受けようとする高等学校等がSSHと本事業の両方に申請することは可とするが、SSHの指定を受けることが決定した時点で当該校は本事業の対象から除外することとする。
- (3) 理科教育設備整備費等補助金交付要綱に規定する補助対象経費については、本補

助金の対象外とする。

- (4) WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業のカリキュラム開発拠点校、グローバル人材育成強化拠点校は重点類型グローバル型の補助対象外とする。
- (5) 新時代に対応した高等学校改革推進事業（普通科改革支援事業）の指定校は重点類型特色化・魅力化型の補助対象外とする。
- (6) マイスター・ハイスクール（次世代地域産業人材育成刷新事業）の指定校・拠点校は重点類型プロフェッショナル型（半導体重点枠を含む）の補助対象外とする。
- (7) 他の補助金や委託事業と重複して同一の経費を補助対象とすることはできないため留意すること。
- (8) 特別支援学校高等部についても、4. 申請方法及び採択方法等に基づき採択することとするが、採択校数が一定数に満たなかった場合には、得点上位の学校から順に一定数まで採択することとする。
- (9) 提出書類に著しい形式的な不備や重大な誤り、記載漏れ等があった場合は交付対象外とする。
- (10) その他補助金の取扱いに関して必要な事項については別に通知する。

附則（令和6年1月25日 5文科初第1867号）

この要領は、令和6年1月25日から施行し、令和6年1月25日から適用する。

附則（令和7年1月16日 6文科初第1995号）

この要領は、令和7年1月16日から施行し、令和7年1月16日から適用する。